

広域連携加速化事業推進要綱

北 海 道

第1 目的

広域分散型の地域特性を有する本道において、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、顕在化する課題に対応し、地域で持続的に多様な行政サービスを提供していくためには、各地域の特性を活かしながら、適切な相互補完と役割分担による広域的な連携が重要である。

道では、これまで国の定住自立圏構想や連携中枢都市圏構想による広域連携の取組を積極的に推進するとともに、国の広域連携制度の活用が困難な地域においては、北海道創生総合戦略にあわせ平成27年度から「市町村連携地域モデル事業」を創設し、広域連携の取組を支援してきたところである。

広域連携加速化事業推進要綱（以下「要綱」という。）は、第2期北海道創生総合戦略に掲げる「人口減少下においても持続可能な地域づくり」を進めるため、人口減少と高齢化が深刻化する2040年の人口構造等の変化に伴い生じる課題等に対応し、市町村が各種行政サービスを持続的に提供できるよう、これまでの広域連携の取組を深化・発展させるとともに、広域連携の形成に至っていない地域を含め新たな取組を展開していくことで、地域全体の活性化を図ることを目的とするものである。

第2 道の新たな広域連携の取組

人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、顕在化する地域課題に対応し、地域住民が暮らし続ける上で欠かすことのできない基幹的行政サービスが将来にわたり確実に維持・確保されるよう、地域の実情に応じて広域連携を図るべき事項を検討し、広域連携の取組を推進する。

(1) 広域連携推進検討会議

地域の実情に応じた広域連携による対応の方向性を協議検討するとともに、連携の取組を推進する。

なお、次に掲げる事項のほか、必要な事項については、開催要領で規定する。

① 内容

(2)に示す広域連携前進プラン（以下「前進プラン」という。）に基づく取組状況の進捗確認のほか、人口減少等による行政サービス維持・確保に関する懸案及び広域連携での対応の方向性等に関する意見交換を行う。

また、広域連携推進検討会議（以下「検討会議」という。）の円滑な運営を図るため、併せて広域連携推進検討部会（以下「検討部会」という。）を開催する。

② 構成員

ア 検討会議

各（総合）振興局管内市町村長及び各（総合）振興局長とし、必要に応じて関係職員等の会議への出席を求めることができる。

イ 検討部会

各（総合）振興局管内市町村の総務（企画）担当課長及び各（総合）振興局地域創生部地域政策課長とし、必要に応じて関係職員等の会議への出席を求め

ることができる。

③ 会議

ア 検討会議

各（総合）振興局長を座長とする。

イ 検討部会

各（総合）振興局地域創生部地域政策課長を幹事長とする。

(2) 広域連携前進プラン

各（総合）振興局において、市町村と共同で顕在化する地域課題と広域連携による対応の方向性を記載した前進プランを策定する。

① 内容

住民に対し市町村が行うべき基幹的行政サービス、医療、地域公共交通、ICTインフラの活用、防災など、市町村が担うことを求められる事務・事業の中でも、地域で暮らし続ける上で欠かせない行政サービスの維持・確保を図るための広域連携による対応の方向性や具体的な取組について掲載する。

② 推進期間

令和2年から令和6年度までの5カ年とするが、内容は必要に応じて、毎年度見直しができるほか、追加や削除を柔軟に行うことができる加除式とする。

③ 公表

北海道は、道のホームページにより前進プランの公表に努めなければならない。

第3 地域づくり総合交付金（広域連携加速化事業）による支援

国の広域連携制度の活用が困難な市町村等が、前進プランに基づき連携して取り組み、かつ、地域連携ビジョンに基づくソフト事業に対して支援を行う。

(1) 連携市町村の要件

この要綱に基づき連携する市町村とは、人口減少下においても、医療や福祉などの行政サービスが持続的に提供されるよう、地域の実情に応じた多様な連携ネットワークを形成しようとする隣接した市町村であり、定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏又は連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく連携中枢都市圏による連携の取組を行っていない市町村を1/2以上含むことを要件とする。

(2) 地域連携協定

① 地域連携協定の定義

地域連携協定は、2以上の市町村が2040年の人口構造等の変化に伴い生じる課題等に対応し、各種行政サービスを持続的に提供できるよう、②に規定する事項を定めた協定である。

② 地域連携協定に規定する事項

地域連携協定においては、関係市町村が連携して、各種行政サービスを持続的に提供できる体制を確保するという観点から、少なくとも次の事項について規定するものとする。

ア 連携市町村の名称

地域連携協定を締結する市町村の名称を規定するものとする。

イ 目的

市町村が連携して各種行政サービスを持続的に提供できる体制を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることなど、連携の基本的な目的を規定するものとする。

ウ 基本方針

北海道人口ビジョンの将来展望で目標時点と設定する令和22年（2040年）を念頭に、市町村が行うべき基幹的行政サービス等の維持・確保を図るため、市町村が連携して取り組む様々な取組のうち、主に以下のエに定める政策分野について規定するものとする。

エ 連携する具体的事項

連携する具体的事項は、地域の実情に応じて様々な取組を柔軟に定めることができるが、特に、（ア）生活機能の強化、（イ）結びつきやネットワークの強化、（ウ）地域マネジメントの能力の強化の3つの視点から、市町村が行うべき基幹的行政サービス等を維持・確保していく必要がある。

このため、地域連携協定においては、次に掲げる政策分野のうち少なくとも2以上について、連携する具体的な事項を規定するものとする。

（ア）生活機能の強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野について、連携する具体的事項を規定するものとする。これに加えて、土地利用、産業振興など、従来からの広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

a 医療

病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供、地域医療を担う医師の育成や派遣、ICTを活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携

b 福祉

高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援、他市町村における地域密着型サービス利用支援、保育所の広域入所その他の在宅療養・介護・子育てのネットワークの構築等に向けた連携

c 教育

小中学校の区域外就学、スクールカウンセラー等の共同活用、中高一貫校の設置、大学等の高等教育機関との連携強化その他の住民のみならず、三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高い教育環境の整備等に向けた連携

d 環境

地域全体でのごみの減量や資源化の推進に向けた実証や啓発に関する事業、小水力や木質バイオマス等の再生可能エネルギーの活用、森林吸収源対策の着実な実施等、CO₂吸収に向けた取組の推進や水源涵養機能の維持等に向けた連携

e 防災

地域全体で災害対策を推進するための広域的な医療搬送、物資の供給、避難及び帰宅困難者への情報提供等に向けた連携

f 機能の集約化

施設やインフラ、情報システム等の資源、専門人材などの地方公共団体間での共同活用や、共通・類似する事務の共同化等に向けた連携

（イ）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野について連携する具体的事項を規定するものとする。これに加えて、地産地消、移住促進など、従来からの広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項につい

ても規定することができる。

a 地域公共交通

地域内外の往来を活性化し、日常生活圏の拡大や利便性の向上を図るための民間バス路線の再編等の支援、ディマンドバス等の運行その他の地域公共交通サービスの提供等に向けた連携

b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTの活用

ブロードバンド基盤を各戸に届くまで整備するラスト・ワンマイル対策や、ICTを活用した遠隔医療や遠隔教育、テレワークの推進その他の情報流通を密にするICTの活用等に向けた連携

(ウ) 地域マネジメント能力の強化に係る政策分野

地域を牽引する人材を確保し育成する取組を中長期的に進めていく観点から、次に掲げる政策分野について連携する具体的事項を規定するものとする。これに加えて、民間人材確保など、従来からの広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

a 連携市町村における人材の育成

b 連携市町村の職員等の交流

オ エの執行等に係る基本的事項

地域連携協定に基づく事務の執行については、機関等の共同設置(地方自治法第252条の7等)や事務の委託(同法第252条の14等)等のほか、民事上の契約等により行い、その形式に応じて規約の作成等の手続を経ることとなるが、地域連携協定においても、事務の執行に係る基本的な事項について規定しておくことが望ましい。

カ 地域連携協定の期間及び廃止の手続き

地域連携協定の期間は、市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

また、地域連携協定の廃止に当たっては、全ての連携市町村の協議により合意する旨を規定しておくことが望ましい。

③ 地域連携協定の締結等の公表

地域連携協定の締結、変更又は廃止を行った市町村は、直ちにこれを公表するものとする。

(3) 地域連携ビジョン

① 地域連携ビジョンの定義

地域連携ビジョンは、連携地域を対象として②に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更に当たって、記載された事項ごとに関係する市町村による協議を行ったものをいう。

② 地域連携ビジョンに記載する事項

地域連携ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

ア 連携地域及び連携市町村名称

連携地域の名称及び連携市町村の名称を記載するものとする。

イ 連携地域の将来像

連携地域全体で各種行政サービスを持続的に提供できる体制を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該連携地域の将来像を提示することが望ましい。

ウ 地域連携協定に基づき推進する具体的取組

イの規定により提示する将来像の実現に向けて、地域連携協定において規定された事項に基づき、連携市町村が推進していく具体的取組の内容を記載するものとする。

取組の記載に当たっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、関係する市町村の名称及び根拠とする地域連携協定等の規定（前進プランに基づく事業にあつてはその旨）を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあつては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

エ 地域連携ビジョンの期間

地域連携ビジョンの期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の見直しを行うものとする。

③ 地域連携ビジョンに関する連携市町村の協議

地域連携ビジョンの策定又は変更にあつては、連携市町村間においてそれぞれ関連する部分について必要な協議を行うものとする。

④ 地域連携ビジョンの策定等に関する関係者の意見聴取等

地域連携ビジョンの策定にあつては、連携地域内の関係団体等の意見を聴取するとともに、その推進にあつては、当該団体等の協力のもとに実施するものとする。

⑤ 地域連携ビジョンの公表

連携市町村は、地域連携ビジョンの策定又は変更を行ったときは、これを公表するものとする。

(4) 地域連携協定等の写しの送付等

連携市町村は、第3(2)③又は第3(3)⑤の規定による地域連携協定又は地域連携ビジョンに関する公表を行ったときは、その写しを北海道に送付するものとする。

この場合において、北海道は道のホームページによりその情報の公表に努めなければならない。

第4 北海道による助言及び支援

北海道は、地域連携ビジョンの策定等に関して事前に助言の求めがあつた場合や、連携市町村から第3の規定による地域連携協定又は地域連携ビジョンの送付を受けた場合のほか、必要に応じて市町村連携に関する取組について助言を行うものとする。

また、連携市町村から第3の規定により送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものとする。

第5 その他

- (1) 第2の規定に基づき協議・検討した結果を踏まえ、市町村間の広域連携による行政サービスの維持・確保が困難な場合には、「北海道と市町村の連携」のあり方について検討できるものとする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、北海道が別に通知で定めるところによるものとする。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は、令和 2 年（2020 年）7 月 14 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年（2020 年）9 月 15 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年（2021 年）6 月 17 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年（2022 年）5 月 20 日から施行する。